

岩手県告示第 684 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 8 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 紫波川井線
  - (2) 供用開始の区間 下閉伊郡川井村大字江繋第 7 地割字大畑 86 番 2 地先内
  - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 8 月 28 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 宮古地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 21 年 8 月 28 日から同年 9 月 28 日まで
- 2 (1) 路線名 重茂半島線
  - (2) 供用開始の区間 下閉伊郡山田町大沢第 10 地割 87 番 1 地先から 88 番 11 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 8 月 28 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 宮古地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 21 年 8 月 28 日から同年 9 月 28 日まで